

# 発熱後の職場復帰基準について(参考)

<職場復帰について>

【37.5℃以上の発熱を認めた場合】

自覚症状	PCR 検査結果	復帰基準
有	陽性	<p>下記①又は②の条件を満たすこと</p> <p>①発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快*後 72 時間経過した場合 (PCR 陰性は不要)</p> <p>②症状軽快後 24 時間経過後、24 時間以上間隔をあげ、2 回の PCR 検査で 陰性を確認</p> <p>*解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向であること</p>
無	陽性	<p>下記①又は②の条件を満たすこと</p> <p>①検体採取日から 10 日間経過した場合</p> <p>②検体採取日から 6 日間経過後、24 時間以上間隔をあげ 2 回の PCR 検査陰性を確認</p>
有	陰性 未実施	<p>下記①②の両方の条件を満たすこと</p> <p>①発症後に少なくとも 8 日が経過している。</p> <p>②薬剤*を服用していない状態で、解熱後および症状**消失後に少なくとも 3 日が経過している</p> <p>*解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤</p> <p>**咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など</p>

8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと

3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと

※PCR 検査が陽性であることが「感染性がある」ことを意味するわけではない。

【同居家族が 37.5℃以上の発熱を認めた場合】

本人	家族	本人	
自覚症状	PCR 検査結果	療養状況	職場復帰基準
有 or 無	陽性	自宅 (同居)	濃厚接触者に該当するため家族の自宅療養解除日から さらに 10 日間は健康観察期間として自宅待機
		入院・宿泊 (別居)	入院・宿泊するまでの間に接触があった場合は「家族」が隔離されて から 7 日間は健康観察期間として自宅待機
無	陰性	—	通常勤務可能
	未実施		

※本人・家族にかかわらず PCR 検査を実施した場合は結果が判明するまでの期間は自宅待機とする。

上記内容は「日本渡航医学会」「日本産業衛生学会」のガイドライン第 2 版を参考